

議案第8号

富田林市教育委員会告示第 号

富田林市きらめき創造館条例（平成29年富田林市条例第12号）第12条第1項の規定に基づき、富田林市きらめき創造館の呼称を、Topic（トピック）と定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年 月 日

富田林市教育委員会
教育長